

## 定例監査の結果に基づき講じた措置の公表について

平成29年度実施の定例監査の結果に基づき講じた措置について、中央区教育委員会教育長から別添のとおり通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき公表します。

平成30年5月1日

中央区監査委員	守 本 利 雄
同	梅 田 源 一
同	石 田 英 朗

平成30年2月22日付け29中監第160号「平成29年度定例監査結果報告書」に基づき講じた措置

教育委員会事務局 学務課

指摘事項	各学校に備品として設置していた自動体外式除細動器(AED)が廃棄されているにもかかわらず不用品への組替手続きが行われていませんでした。遺漏のないよう事務処理を行ってください。
措置状況	備品であるAEDを廃棄する際に失念していた不用品への組替手続きを行いました。 また、今後手続き漏れを起こさないよう、学校との連携を図りながら、備品として登録している物品をあらためて職場内に周知するとともに、物品を廃棄する際には係長を中心に組織的に備品登録の有無を必ずチェックするよう徹底を図りました。